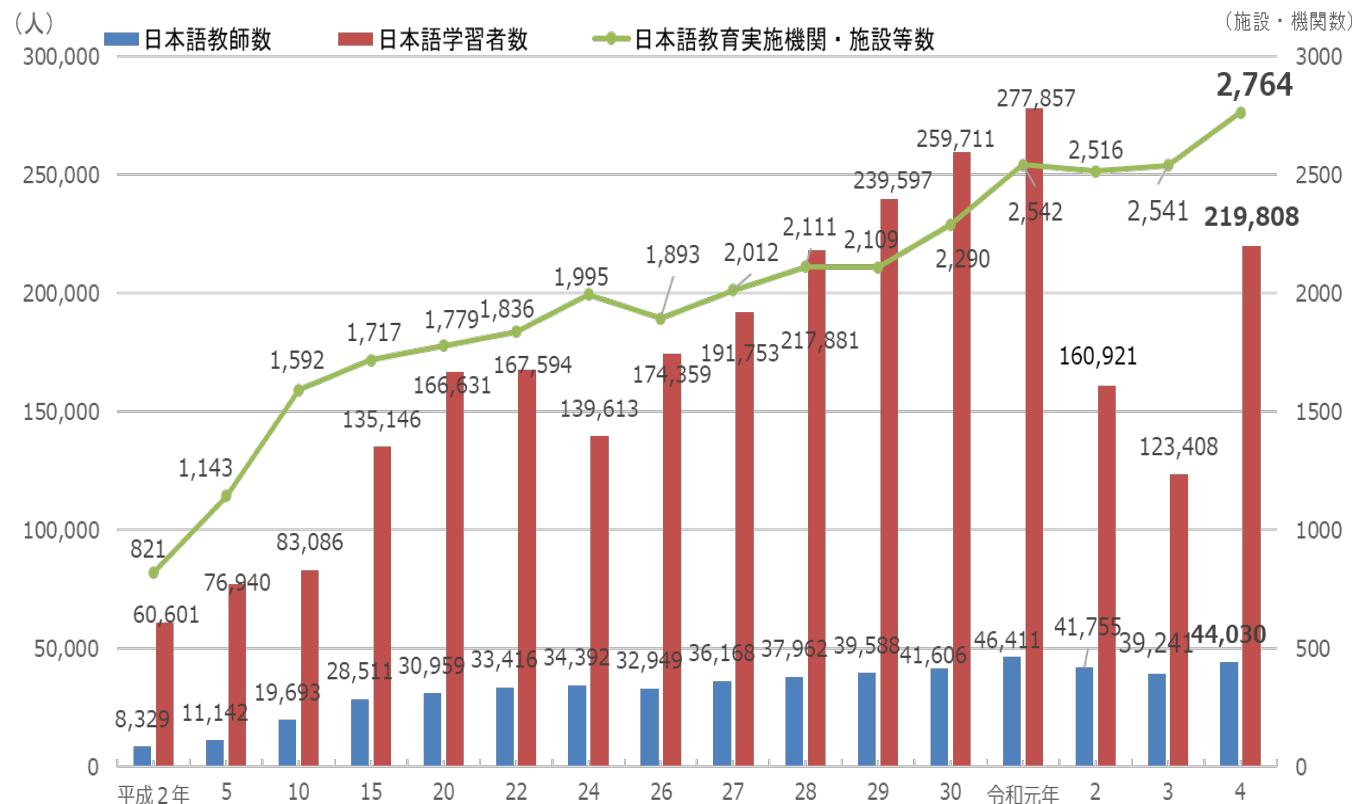


現状

- 国内の日本語学習者数は約28万人(R1)過去最高
- 日本語学習者 (H22:約16.8万→R1:28万人) 増加
- 日本語教育実施機関数(H22:約1800→R1:2500)増加
- 日本語教師数 (H22:約3.3万→R1:4.6万人) 近年横ばい

国内の日本語学習者数/教育機関・施設等数/日本語教師数の推移



課題

【共通課題】(留学生、就労者、生活者)

日本語教育の環境整備が喫緊の課題

- **教育の質の確保のための仕組みが不十分**
- 学習者、自治体、企業等が日本語教育機関選択の際、**教育水準等について正確・必要な情報を得ることが困難**
- **専門性を有する日本語教師の質的・量的確保が不十分**
- **地域によって教育機関や養成機関が十分に整備されていない状況**
- **全国の学習機会提供のためのオンライン教育の環境整備の更なる充実が必要**

方向性

- ◆**新たな法案検討**：学習ニーズに対応した①**質が確保された「認定日本語教育機関」**、②**日本語教師の資格化に関する法整備**
- ◆**制度実現に向けた取組推進**：希望する学習者、企業、自治体等に向けて、**文科省と法務省・厚労省・外務省・経産省・総務省等関係省庁との連携による多言語情報発信等推進**

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要

趣旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

概要

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

(1) 日本語教育機関の認定制度【第二条関係】

○ 日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

(2) 認定の効果等【第二条・第五条関係】

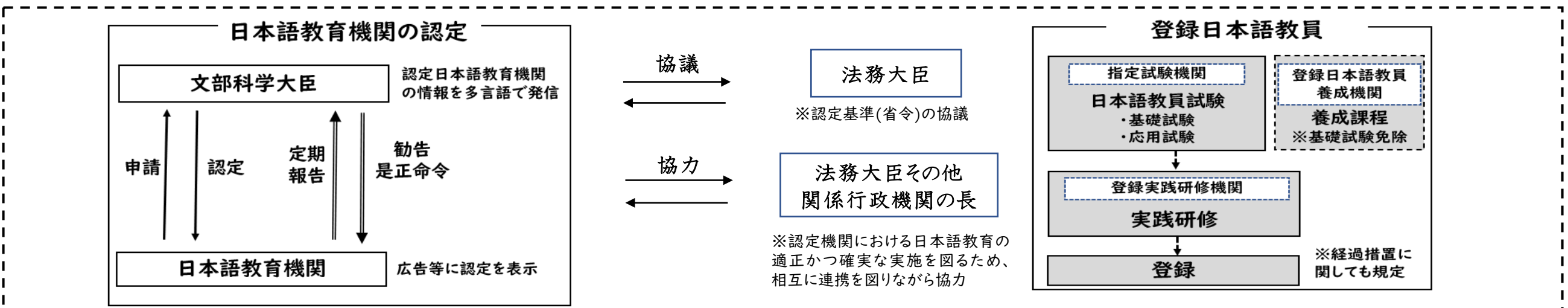
- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

(3) 文部科学大臣による段階的な是正措置【第十一条・第十二条関係】

- 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。
※認定基準に関する法務大臣への協議【第十五条関係】、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力【第十六条関係】を規定。

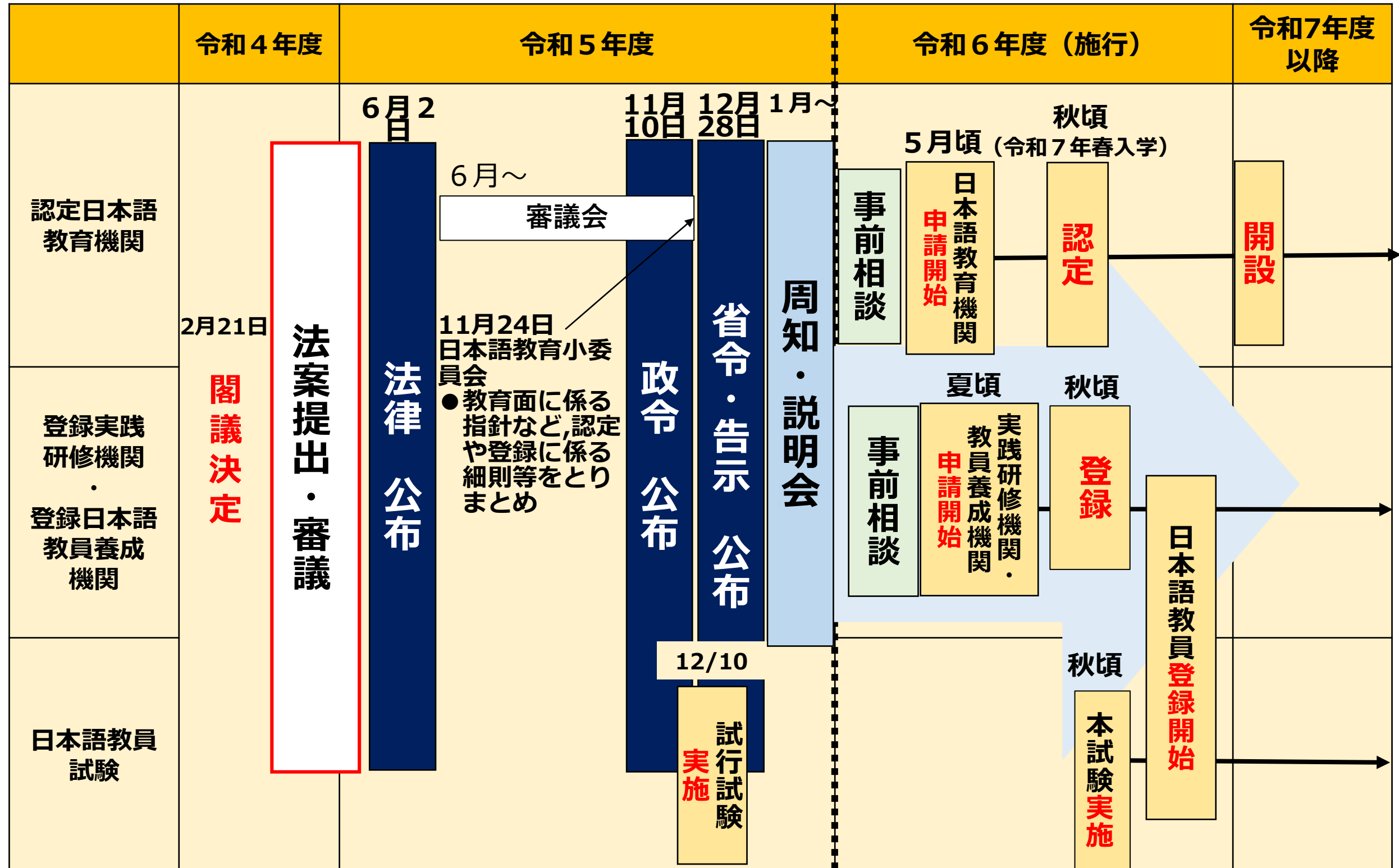
2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

- 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。
【第十七条関係】
- 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。【第二十二条・第二十八条関係】
- 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。【第二十三条関係】



日本語教育機関認定法 今後のスケジュール案 (令和5年12月末時点)

「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」に基づく認定制度、登録日本語教員の制度について、下記のとおり進めることを予定。 ※登録日本語教員の登録等に係る経過措置は法施行後5年間としている。



関係条文

● 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）

第十五条 文部科学大臣は、第二条第三項第二号の文部科学省令を制定し、又は改廃するときは、あらかじめ、法務大臣に協議するとともに、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものの意見を聴くものとする。

2 前項に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、文部科学大臣は、あらかじめ、同項の政令で定める審議会等の意見を聴くものとする。

一 認定をするとき又は前条第二項の規定により認定を取り消すとき。

二 第十二条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令をするとき。

● 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行令（令和5年政令第327号）

（審議会等で政令で定めるもの）

第一条 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（以下「法」という。）

第十五条第一項の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。

● 中央教育審議会令（平成12年政令第280号）

（分科会）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

生涯学習分科会	五 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）及び日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第十五条の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
---------	---